無申告加算税（令和 6 年 1 月 1 日から施行）

無申告加算税の税率は、原則として納付すべき関税額の **15%**と定められています。また、納付すべき税額が **50 万円を超え 300 万円以下**のときは、**20%**になり、そしてさらに、納付すべき税額が **300 万円を超える**ときは、**30%**になります。

図表 20-3　無申告加算税率のまとめ

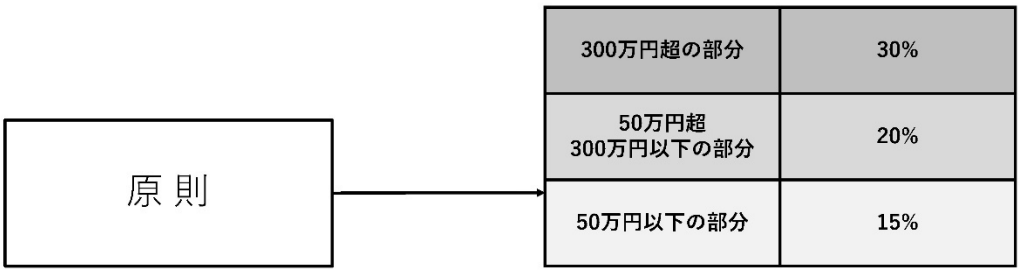

（計算例）

納税額が 500 万円であった場合の無申告加算税は、次のように計算します。

① 50 万円以下の部分	50 万円×15%
② 50 万円を超え 300 万円以下の部分	250 万円×20%
③ 300 万円超の部分	200 万円×30%

税関事務管理人制度（令和 5 年 10 月 1 日から施行）

■税関事務管理人制度について

次の者（**非居住者**）が、本邦において輸入申告その他関税法又は関税定率法その他関税に関する法律の規定に基づく手続（税関関係手続等）を行う場合には、その者は、**当該税関関係手続等を処理させるために税関事務管理人を定めなければなりません。**

① **個人**である申告者等（税関関係手続を行うべき者をいう。）で、本邦に**住所**及び**居所**（事務所及び事業所を除く。）を有しない者若しくは有しないこととなる者

② **本邦に本店若しくは主たる事務所を有しない法人**である申告者等で、本邦に事務所及び事業所を有しない**法人**若しくは有しないこととなる法人

上記に加え、本邦に**住所**又は**居所**（法人にあっては、本店又は主たる事務所）を有する者で、**当該税関関係手続等の処理につき便宜を有するもの**のうちから定めなければならないとされています。

■税関事務管理人に関する届出

申告者等は、**税関事務管理人を定めたとき**には、税関長にその旨を**書面**で**届け出なければなりません**。なお、このとき承認を受ける必要はないので注意が必要です。

税関事務管理人を定めたときは、政令で定めるところにより当該**税関事務管理人の住所又は居所（法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地）及び氏名又は名称その他の必要な事項**を書面で届け出なければなりません。また、**解任**したときも同様に**書面で届け出なければなりません**。

■届出がない場合、税関長からの届出の求めに応じない場合

税関事務管理人の**届出がない場合**には、非居住者である申告者に対し税関長は、書面で**届出を求めることができます**（任意である点に注意）。

この求めにもかかわらず、当該申告者が税関長の指定日までに税関事務管理人を届け出ない場合には、税関長は**本邦に住所又は居所（法人にあっては、本店又は主たる事務所）を有する者で特定事項の処理につき便宜を有する者（国内便宜者）**に対して税関事務管理人となることを書面で求めることができます。

■FS の普及

国内への輸入申告件数はもともと増加傾向にありましたが、そこへさらに世界的な感染症拡大による需要の高まりもあり、2019 年以降、顕著に EC（電子商取引）プラットフォームサービスによる越境取引が増加しました。その中で注目されているのが「**FS（Fulfillment Service：フルフィルメントサービス）**」です。

物流における FS とは、入庫、保管、流通加工、梱包、出荷、検品を代行するサービスのことで、さらに昨今は決済処理やカスタマーサポートまでも代理する場合があります。つまり、**倉庫への入庫以後の様々な作業を代行するサービス**ということになります。FS により輸入される貨物は、注文に応じ在庫状態からすぐに国内流通させることが可能です。

このように国内に流通する目的で FS を利用して輸入される貨物のことを特に「**FS 利用貨物**」と呼んでいます。

この FS 利用貨物のような取扱いの貨物が国内で増加し、水際取り締まりの重要性が増してきているため、税関事務管理人制度が見直されることとなりました。